
駐車場附置義務条例の手引き

千葉市では、駐車場法第 20 条等の規定に基づき、「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（本手引きにおいて、「附置義務条例」と呼びます。）を定め、一定規模以上の建築物への駐車施設の附置を義務付けています。

（附置義務の対象となるかのポイント）

1. 適用区域内の建築物かどうか P1～2
 2. 附置義務の対象となる建築物の規模・用途となるかどうか P3～6
- ※ 該当する場合は、建築確認申請前に手続きが必要となります。

令和 6 年 4 月

千葉市 都市局 都市部 交通政策課

目 次

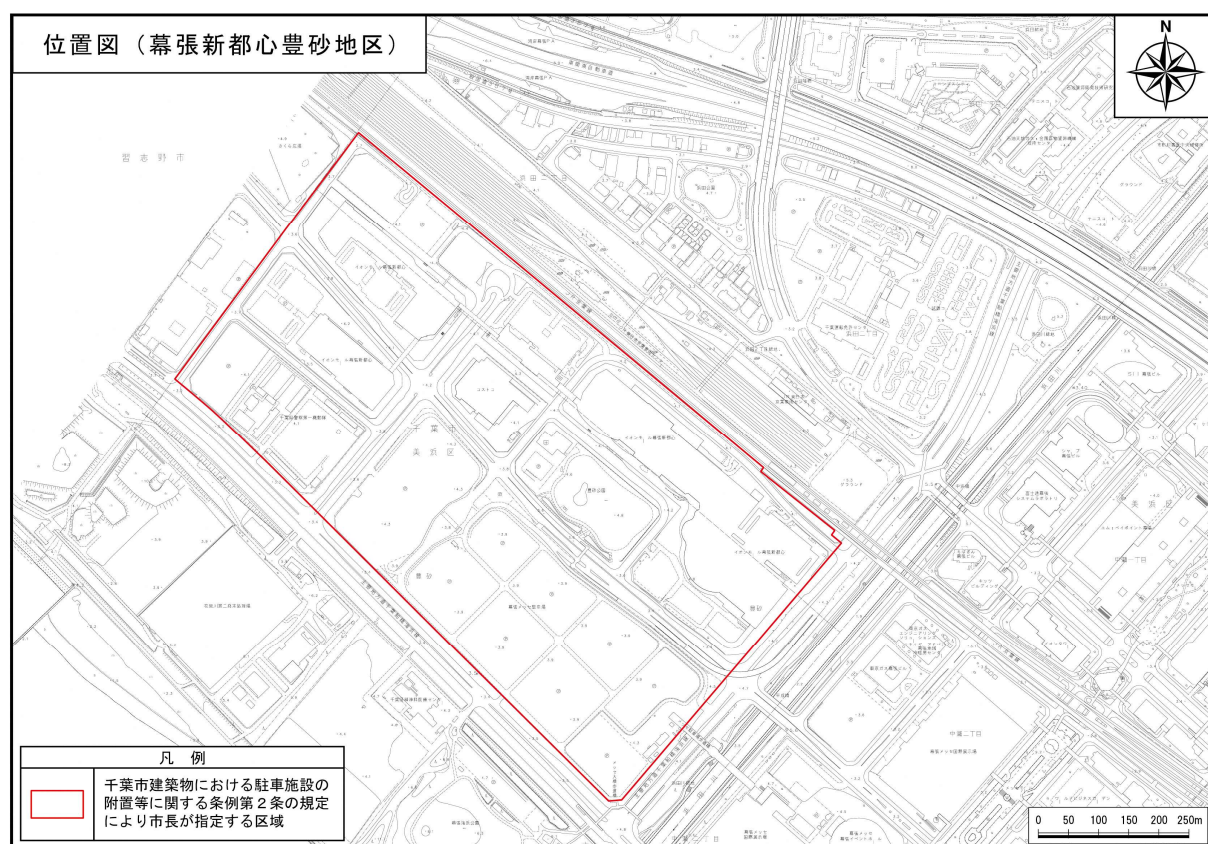
1 適用区域.....	1
2 建築物の用途	3
3 附置義務台数の算定	4
(1) 建築物の新築又は増築の場合	4
(2) 建築物の用途変更の場合	6
4 駐車施設の規模	11
(1) 自走式駐車施設の場合	11
(2) 特殊装置（機械式駐車装置）を用いる駐車施設の場合	12
5 届出について	12
6 隔地駐車施設について	13
7 駐車施設の位置・規模・構造の変更	15
8 公共交通等利用促進措置について	15
9 旧条例から新条例への適用	18
10 提出書類	19
11 罰則等	21
12 Q & A	22
13 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	24
14 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則	32
15 駐車施設の技術的基準（構造基準）	36

1 適用区域

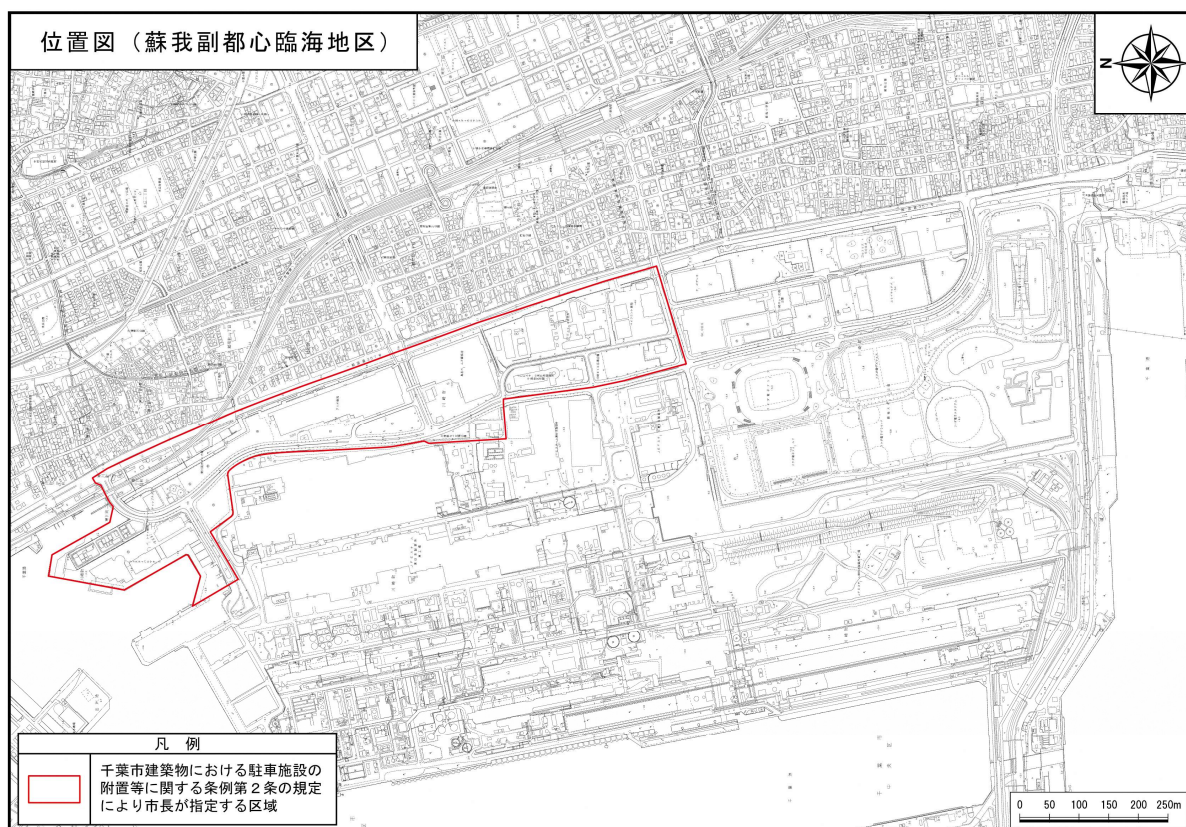
附置義務条例第2条

- 適用区域は、用途地域が商業地域及び近隣商業地域である区域と、市長が指定する区域（以下「周辺地区」という）です。現時点で、周辺地区として市長が定める区域は以下の2つです。
- 用途地域は千葉市地図情報システムを使用してご確認ください。
【千葉市地図情報システム】 <https://webgis.alandis.jp/chiba12/portal/index.html>
- 建築敷地が複数の用途地域にまたがる場合は、建築物の位置に関係なく、最も面積の大きい地域に敷地があるものとみなします。

●幕張新都心豊砂地区



●蘇我副都心臨海地区



※これまで本市では、周辺地区を市街化区域のうち商業地域・近隣商業地域以外の区域としていましたが、令和4年の附置義務条例改正により周辺地区が、市長が定める上記の2区域のみとなりました。

2 建築物の用途

- 建築物には、店舗や事務所、共同住宅などの用途があり、本条例ではこの用途を、特定用途、非特定用途、併用用途、適用を除外する用途の4つに区分しています。本条例では、建築物の用途によって附置義務台数の求め方が決まります。
- 下表に記載のない建築物や、判断が難しい建築物の場合は、交通政策課にお問い合わせください。

建築物の用途	建築物の例
特定用途 (店舗・事務所等)	【駐車場法第20条第1項（駐車場施行令第18条）に規定する用途】 百貨店その他の店舗、事務所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場、倉庫及び工場
非特定用途 (共同住宅等)	【上記の特定用途以外の用途】 共同住宅、寄宿舍、診療所 等
併用用途	特定用途に供する部分と非特定用途に供する部分を併用している建築物
適用の除外	※附置義務条例第3条第1項 ・建築基準法第85条に規定する仮設建築物 ※附置義務条例第3条第2項、施行規則第3条 ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の学生、生徒、児童又は幼児のための寄宿舍 ・電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物 ・電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備 ・熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設 ・その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

3 附置義務台数の算定

附置義務条例第3条～第4条、別表第1～2

- 適用区域において次の行為を行う者は、床面積が一定規模を超える場合、建築確認申請の前までに本条例の届出を行う必要があります。
 - ・ 建築物の新築（建替え含む）
 - ・ 建築物の増築
 - ・ 建築物の用途変更で特定用途の部分が増えるもの
（用途変更は、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴うものに限る）
- 本条例における延べ面積及び床面積の考え方は次のとおりです。
容積対象面積ではなく建築基準法施行令第2条に規定する延べ面積及び床面積です。
延べ面積及び床面積には以下の面積を含めます。
 - ・ 観覧場の屋外観覧席
 - ・ 建築物内に設置される自転車や原付自転車の駐車のために供する部分
 延べ面積及び床面積には以下の面積を含めません。
 - ・ 建築物内に設置される自動車駐車場の用に供する部分（車路を含む）

（1）建築物の新築又は増築の場合

①一般車用駐車施設

- 附置義務台数は、次の表により求めます。値がマイナスになる場合は対象外です。
- 増築を行うことによって新たに本条例の附置義務対象となる建築物についても、附置義務台数は次の表により求めます。
- 本条例に基づき届出等を済ませている建築物を増築する場合は、増築部分の床面積を原単位（表右欄の250や350）で除して、追加の附置義務台数を求めます。

建築敷地の用途地域	建築物の種類	附置義務駐車台数(台) ※小数点以下切上げ
商業地域 近隣商業地域 周辺地区（市長が定める区域）	特定用途（A） （店舗・事務所等）	$(A \text{ 延べ面積} - 1,500) \div 250$ ※周辺地区の場合は $(A \text{ 延べ面積} - 2,000) \div 250$
	非特定用途（B） （住宅等）	$(B \text{ 延べ面積} - 3,000) \div 350$ ※周辺地区の場合は対象外
	特定用途（A）と 非特定用途（B） の併用	① $(A \text{ 床面積} \times 7/5 + B \text{ 床面積} - 3,000) \div 350$ ② $(A \text{ 床面積} - 1,500) \div 250$ ※①と②のうち大きい方 ※周辺地区の場合は $(A \text{ 床面積} - 2,000) \div 250$

②荷捌き用駐車施設

※特定用途の部分が 2,000m²以上の建築物が対象

※建築敷地が 1,000 m²未満の建築物は附置義務の対象外

- 附置義務台数は、次の表により求めます。
- 増築の場合は、増築後の合計の床面積で附置義務台数を算出してください。

建築敷地の用途地域	建築物の種類	荷捌き駐車台数(台) ※小数点以下切上げ
商業地域 近隣商業地域 周辺地区（市長が定める区域）	特定用途の集客施設 （百貨店その他の店舗の用途に供する部分）	（集客施設の床面積）÷2,500
	特定用途の非集客施設 （特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分）	（非集客施設の床面積）÷5,500
	集客施設と非集客施設の併用	（集客施設の床面積）÷2,500+ （非集客施設の床面積）÷5,500

※附置義務台数が5を超える場合は5台とします。

※荷捌き用駐車施設の台数は、一般車用の駐車台数に含めることができます。

※集客施設・非集客施設の床面積の合計は、特定用途の床面積と一致します。

※旧条例の基準で駐車施設を附置した建築物を増築する場合、荷捌き用駐車施設を設置せず、全て旧条例の基準のままとすることができます。新条例を適用した場合は、増築前の建築物も含め、全て新条例の基準で台数算定を行います。

※荷捌き用駐車施設は、建築敷地からおおむね 200m 以内の場所に隔地で設けることができます。

③自動二輪用駐車施設 **※特定用途の部分が1,500m²以上の建築物が対象**
※周辺地区の場合は特定用途の部分が2,000m²以上の建築物が対象

- 附置義務台数は、次の表により求めます。
- 増築の場合は、増築後の合計の床面積で附置義務台数を算出してください。

建築敷地の用途地域	建築物の種類	附置義務駐車台数(台) ※小数点以下切上げ
商業地域 近隣商業地域 周辺地区（市長が定める区域）	特定用途の集客施設 （百貨店その他の店舗の用途に供する部分）	（集客施設の床面積）÷3,000
	特定用途の非集客施設 （特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分）	（非集客施設の床面積）÷8,000
	集客施設と非集客施設の併用	（集客施設の床面積）÷3,000+ （非集客施設の床面積）÷8,000

※自動二輪用駐車施設を5台分設けることで、一般車用駐車施設の附置台数1台分を兼ねることができます。

※集客施設・非集客施設の床面積の合計は、特定用途の延べ面積と一致します。

※旧条例の基準で駐車施設を附置した建築物を増築する場合、自動二輪用駐車施設を設置せず、全て旧条例の基準のままとすることができます。新条例を適用した場合は、増築前の建築物も含め、全て新条例で台数算定を行います。

※自動二輪用駐車施設は、建築敷地からおおむね200m以内の場所に隔地で設けることができます。

（2）建築物の用途変更の場合

- 以下に該当し、用途変更を行うことにより特定部分の床面積が増加する場合には、建築確認申請の前に本条例に基づく届出を行う必要があります。
 - ・ 建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕
 - ・ 建築基準法第2条第15号に規定する大規模の模様替
- 新たに生じる附置義務台数（一般車用、荷捌き用、自動二輪用）は、以下により求めます。

$$\begin{array}{l}
 \text{大規模の修繕・模様替を伴う} \\
 \text{用途変更により} \\
 \text{新たに設置すべき台数}
 \end{array}
 =
 \left[\begin{array}{l}
 \text{用途変更後の建築物を} \\
 \text{新築したものとみなし} \\
 \text{て算出した台数}
 \end{array} \right]
 -
 \left[\begin{array}{l}
 \text{用途変更前の建築物を} \\
 \text{新築したものとみなし} \\
 \text{て算出した台数}
 \end{array} \right]$$

■ 駐車施設の規模（台数）の算定例

新 築

《例1》

用途地域	近隣商業地域
建築物の用途	店舗
建築物の種類	特定用途 (集客施設)
建築物の床面積	2,000 m ²

の場合

◆ 附置義務対象の確認

- ・ 一般車

$$\text{延べ面積} = 2,000 \text{ m}^2 > 1,500 \text{ m}^2$$

- ・ 荷捌き

$$\text{特定用途の床面積} = 2,000 \text{ m}^2 \geq 2,000 \text{ m}^2$$

- ・ 自動二輪

$$\text{特定用途の床面積} = 2,000 \text{ m}^2 \geq 1,500 \text{ m}^2$$

附置義務対象

荷捌き、
自動二輪も
附置義務対象

◆ 計算式

建築敷地の 用途地域	建築物の種類	附置義務駐車台数 ※小数点以下切上げ
近隣商業地域	特定用途 (A)	<p>【一般車】 $(\text{延べ面積} - 1,500) \div 250$ $= (2,000 - 1,500) \div 250$ $= \mathbf{2 \text{ 台}}$</p> <p>【荷捌き】 $(\text{集客施設の床面積}) \div 2,500$ $= (2,000) \div 2,500$ $= 0.8 = \mathbf{1 \text{ 台}}$</p> <p style="text-align: right;"><small>※この1台は一般車用の駐車台数に含めることが可能</small></p> <p>【自動二輪】 $(\text{集客施設の床面積}) \div 3,000$ $= (2,000) \div 3,000$ $= 0.67 = \mathbf{1 \text{ 台}}$</p>

《例2》

用途地域	近隣商業地域
建築物の用途	共同住宅
建築物の種類	非特定用途
建築物の床面積	4,400 m ²

の場合

荷捌き、
自動二輪は
附置義務対象外

◆附置義務対象の確認

- ・一般車

$$\text{延べ面積} = 4,400 \text{ m}^2 > 3,000 \text{ m}^2$$

◆計算式

建築敷地の 用途地域	建築物の種類	附置義務駐車台数 ※小数点以下切上げ
近隣商業地域	非特定用途 (B)	【一般車】 (延べ面積-3,000) ÷ 350 = (4,400 - 3,000) ÷ 350 = 4台

附置義務対象

《例3》

用途地域	商業地域
建築物の用途	百貨店及び飲食店、共同住宅
建築物の種類	百貨店 特定用途（集客施設） 飲食店 特定用途（非集客施設） 共同住宅 非特定用途
建築物の床面積	百貨店 12,000 m ² 飲食店 2,000 m ² 共同住宅 1,500 m ²

の場合

◆附置義務対象の確認

- ・一般車

$$\begin{aligned} \text{①式の合計面積} &= 14,000 \text{ m}^2 \times 7/5 + 1,500 \text{ m}^2 \\ &= 21,100 \text{ m}^2 > 3,000 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

$$\text{②式の床面積} = 14,000 \text{ m}^2 > 1,500 \text{ m}^2$$

- ・荷捌き

$$\text{特定用途の床面積} = 14,000 \text{ m}^2 \geq 2,000 \text{ m}^2$$

- ・自動二輪

$$\text{特定用途の床面積} = 14,000 \text{ m}^2 \geq 1,500 \text{ m}^2$$

附置義務対象
(①式、②式が基
準を満たすため)

荷捌き、
自動二輪も
附置義務対象

◆計算式

建築敷地の 用途地域	建築物の種類	附置義務駐車台数 ※小数点以下切上げ
商業地域	特定用途 (A) と 非特定用途 (B)の 併用	<p>【一般車】</p> <p>① (A 床面積×7/5+B 床面積-3,000) ÷350 = (14,000×7/5+1,500-3,000) ÷350 = 51.71 = 52 台</p> <p>② (A 床面積-1,500) ÷250 = (14,000-1,500) ÷250 = 50 台 ⇒①の方が大きいため 52 台</p> <p>【荷捌き】</p> <p>(集客施設の床面積) ÷2,500+ (非集客施設の床面積) ÷5,500 = (12,000)÷2,500+ (2,000) ÷5,500 = 5.16 = 6 台 ※ただし、5 台をこえているので 5 台 <small>※この5台は一般車用の駐車台数に含めることが可能</small></p> <p>【自動二輪】</p> <p>(集客施設の床面積) ÷3,000+ (非集客施設の床面積) ÷8,000 = (12,000)÷3,000+ (2,000) ÷8,000 = 4.25 = 5 台 <small>※この5台は1台分として一般車用の駐車台数に含めることが可能</small></p>

増 築

	増築前	増築後
用途地域	商業地域	商業地域
建築物の用途	店舗	店舗
建築物の種類	特定用途(集客施設)	特定用途(集客施設)
建築物の床面積	3,000 m ²	5,000 m ² (2,000 m ² の増築) の場合

◆計算式

建築敷地の用途地域	建築物の種類	附置義務駐車台数 ※小数点以下切上げ
商業地域	特定用途 (A)	<p>【一般車】 増築部分の床面積÷250 = 2,000 ÷ 250 = 8 台</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※増築によって新たに課される附置義務台数</p> <p>【荷捌き】 (A 床面積) ÷ 2,500 = (5,000) ÷ 2,500 = 2 台</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">※この 2 台は一般車用の駐車台数に含めることが可能</p> <p>【自動二輪】 (A 床面積) ÷ 3,000 = (5,000) ÷ 3,000 = 1.66 = 2 台</p>

4 駐車施設の規模

附置義務条例第6条

- 駐車マスの大きさは、条例で定められた規模以上としてください。条例では、最低限の寸法を定めており、附置義務で附置する駐車施設は、実際に入出入りする車両の大きさを考慮した上で、設置する駐車マスの大きさや構造（有効高さ等）を決定してください。（大型の車両の駐車や車いす使用者等が乗降できるように、一部の駐車マスを条例で定める規模以上にする等の対応が考えられます。）
- 駐車場利用者が安全・円滑に駐車するために、原則白線を引く等して、駐車マスの範囲を明確化してください。また、一方通行の車路を設ける場合は、進行方向を明確にするために路面表示をする等、安全・円滑に駐車できるような措置を講じてください。
- 自動車の出入口、車路の幅員などの基準は「自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に入入りさせること」ができるものとして、別途定める技術基準を満たすように設計してください。（技術基準については、「15 駐車施設の技術的基準」（P36）を参照してください。）

（1）自走式駐車施設の場合

- 駐車マスの大きさは、次の表の寸法以上としなければなりません。

種類	車室（駐車マス）の規模	
一般車用	幅 2.3メートル以上、 奥行5.0メートル以上	
荷捌き用	幅 3.0メートル以上、 奥行7.7メートル以上、 はり下の高さ3.0メートル以上 又は 幅 4.0メートル以上、 奥行6.0メートル以上、 はり下の高さ3.0メートル以上	<p>【後部で荷さばき】</p> <p>奥行7.7m以上 幅3m以上 はり下の高さ3m以上</p> <p>【側面で荷さばき】</p> <p>はり下の高さ3m以上 奥行6m以上 幅4m以上</p>
自動二輪用	幅 1.0メートル以上、 奥行2.3メートル以上	

(2) 特殊装置（機械式駐車装置）を用いる駐車施設の場合

- 機械式駐車装置には、多段式やエレベーター方式など様々な種類があります。設置を検討するにあたっては、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の手引き(国土交通省)を参照し、設置者や管理者の立場から十分な安全対策を講じてください。
- 附置義務条例第6条第4項に規定する特殊の装置を用いる駐車施設で自動車が有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものは、駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を受けた機械式駐車装置を設置するものです。機械式駐車装置を設置する場合は、認定書に記載のある部分の構造基準は免除されます。機械式駐車装置を使用する場合は、附置義務駐車施設の届出に下記書類を添付してください。
 - ・大臣認定書の写し（認定期限内のもの）
 - ・立体駐車場工業会への認証申請に添付している図面
- なお、機械式駐車装置を設置する場合は、認定書に記載がある前面空地等の条件を満たす構造としてください。
- また、機械式駐車装置の所有者又は管理者は、定期的な保守点検を行い、適切な維持管理をするよう努めてください。管理者の責務については、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」(国土交通省)を参照してください。
- 機械式駐車装置の認定の基準は、安全性を考慮し平成27年に見直しが行われました。旧基準による認定を受けた機械式駐車装置を附置義務駐車施設として利用する場合は、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の手引き」を確認のうえ、適切な安全対策を講じていただくようお願いします。

5 届出について

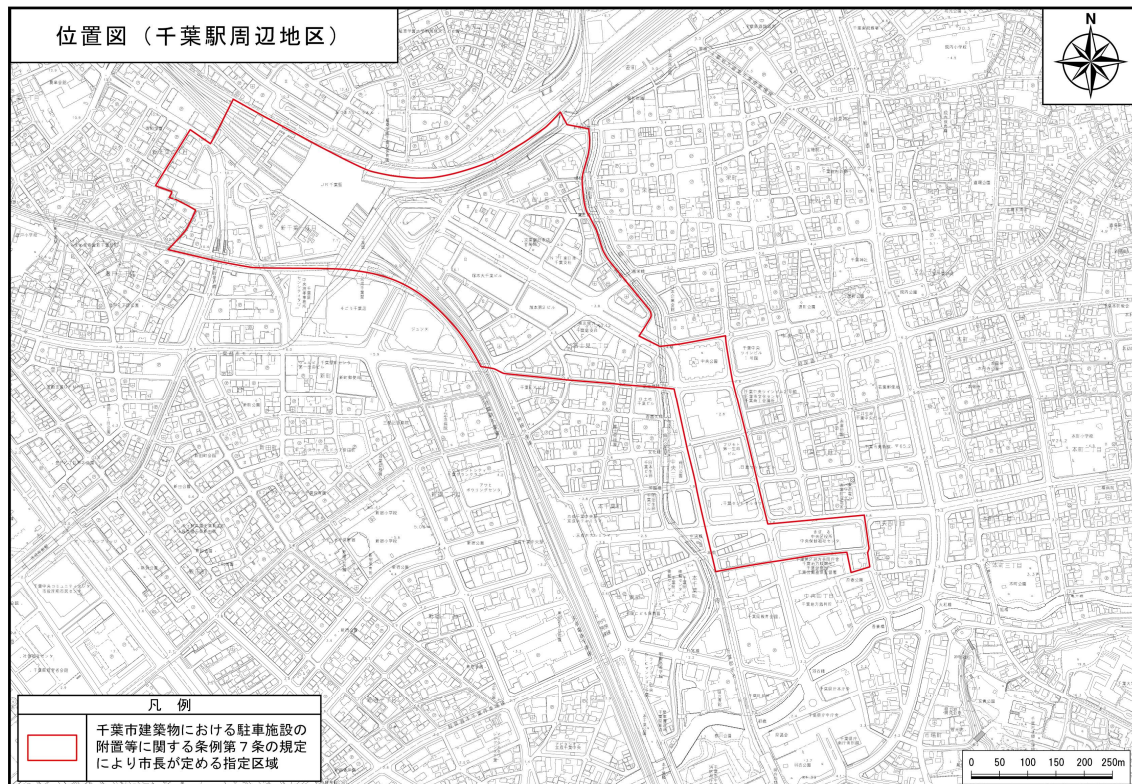
附置義務条例施行規則第2条

- 本条例への適合は、建築確認申請の審査項目となっています。新築・増築・用途変更のいずれの場合においても、附置義務の対象となる場合は、建築確認申請を行う前に、駐車施設附置届出書（様式第1号）の提出をお願いします。提出書類は、添付資料も含め正副2部です。
- 届出の内容に、不明瞭な箇所や法令等に違反する箇所が見受けられる場合には、内容を修正していただく必要があります。メール等で、届出前の事前審査を受け付けておりますので、必要に応じてご連絡ください。
- 届出書類が適正であることを確認した後、駐車施設附置届出受理書（様式第2号）を通知します。届出後、事務処理に2週間程度を要しますので、余裕を持って届出書を提出してください。

- 建築敷地の外に設ける附置義務駐車施設を隔地駐車施設といい、次のいずれかの場合には、建築敷地からおおむね 200m 以内の場所に隔地駐車施設を設けることができます。
- 建築物の構造又は敷地の状態等により、市長が特にやむを得ないと認める場合
 - (1) 既存の建築物を増築又は、大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。）をする場合において、構造上、駐車施設の設置ができないと認められる場合
 - (2) 駐車施設の出入口が法令により設置できない若しくは道路の交通規制により通常の利用が困難な場合又は当該道路における交通の安全及び円滑化に支障を及ぼすため設置が好ましくないと認められる場合
 - (3) 敷地の形態が著しく不整形又は間口若しくは敷地が狭小であり、駐車施設を設置することが困難であると認められる場合
 - (4) 敷地と隣接している等敷地と一体に利用できるとみなし得る位置の自己所有地等に駐車施設を設置する場合
 - (5) 複数の建築物の駐車需要を満たすように共同で使用する駐車施設又は立体的な使用が可能である駐車施設を設置し、かつ、交通の安全及び円滑化に支障がないと認められる場合
- 交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合
 - (6) 敷地が、次ページに示す市長の指定する区域内にある場合

●市長が指定する区域（千葉駅周辺地区）

本区域内の建築では、条件を付すことなく、隔地駐車施設の設置を認めています。また、隔地距離をおおむね 500mまで延長することが可能です。その場合は、公共交通等利用促進措置（P 15 参照）を合わせて講じる必要があります。



- 適用の可否については、事前に交通政策課へご相談ください。
- 特例(おおむね 200m以内の隔地)を適用する場合の手続きの流れは下記のとおりです。

①隔地駐車場の特例適用について交通政策課へ事前相談

②駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第3号）を提出（必要に応じて、借地や賃借した駐車場に関する契約書等を添付）※

③市長が特にやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合は、駐車施設設置（変更）承認書（様式第4号）により承認

※承認申請書の提出から、事務処理に2週間程度を要しますので、余裕を持って、申請書の提出をお願いします。

7 駐車施設の位置・規模・構造の変更

附置義務条例第7条

- 本条例に基づく届出や承認を済ませた附置義務駐車施設について、駐車施設の位置、規模及び構造の変更をする場合は、市長の承認を受ける必要があります。駐車マスの位置や大きさ、車路等の変更がこれにあたります。
- 竣工前に建築確認申請の変更を行う場合には、附置義務駐車施設の変更承認が必要にならないか、確認をしてください。

8 公共交通等利用促進措置について

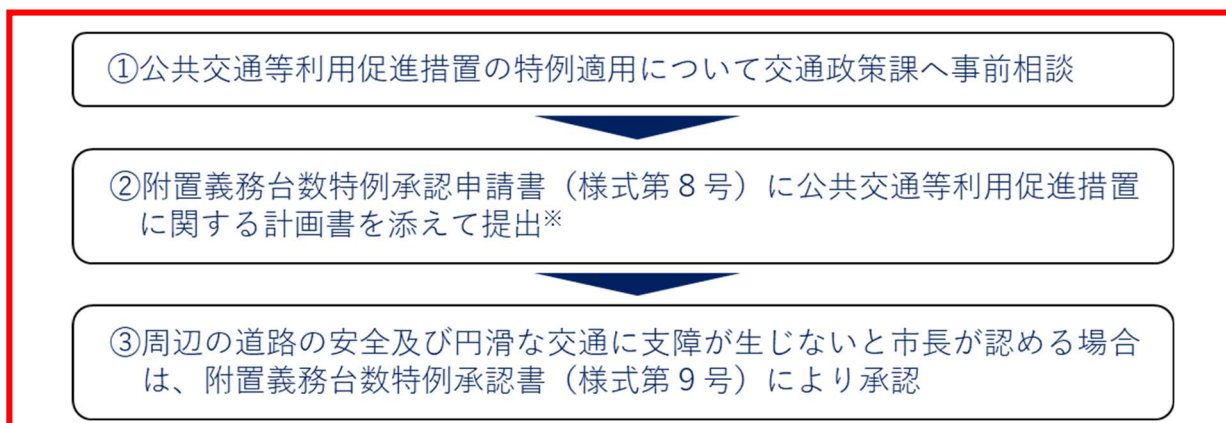
附置義務条例第7条の3

- 一般車用の附置義務駐車施設は、公共交通等の利用促進措置を講じることで、台数の緩和を受けることができます。ただし、当該建築物及び当該敷地の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障が生じないと市長が認める場合に限りです。
- また、本措置による緩和率の上限は100分の30です。（希望する緩和率が適用されない場合もありますので、ご了承下さい。）
- 本措置の取組例は以下を条例施行規則で規定していますが、その他公共交通等の利用の促進に資すると考える取組みについても、併せて申請を行うことができます。その場合は、取組内容を総合的に審査し、緩和率を決定し通知します。

取組内容	緩和率
充電可能なシェアサイクルポートの整備(自転車を含め合計5台以上賃貸できるシェアサイクルポートの整備に限る。)	市長が決定する数値 (緩和率は100分の5又は減免台数が10台となる緩和率のいずれか低い数値を上限とする。)
公共交通待合施設の整備	100分の5 (全天候型対応の施設整備を行った場合は、緩和率を100分の10とする。)
鉄道駅への連絡通路等整備	100分の15

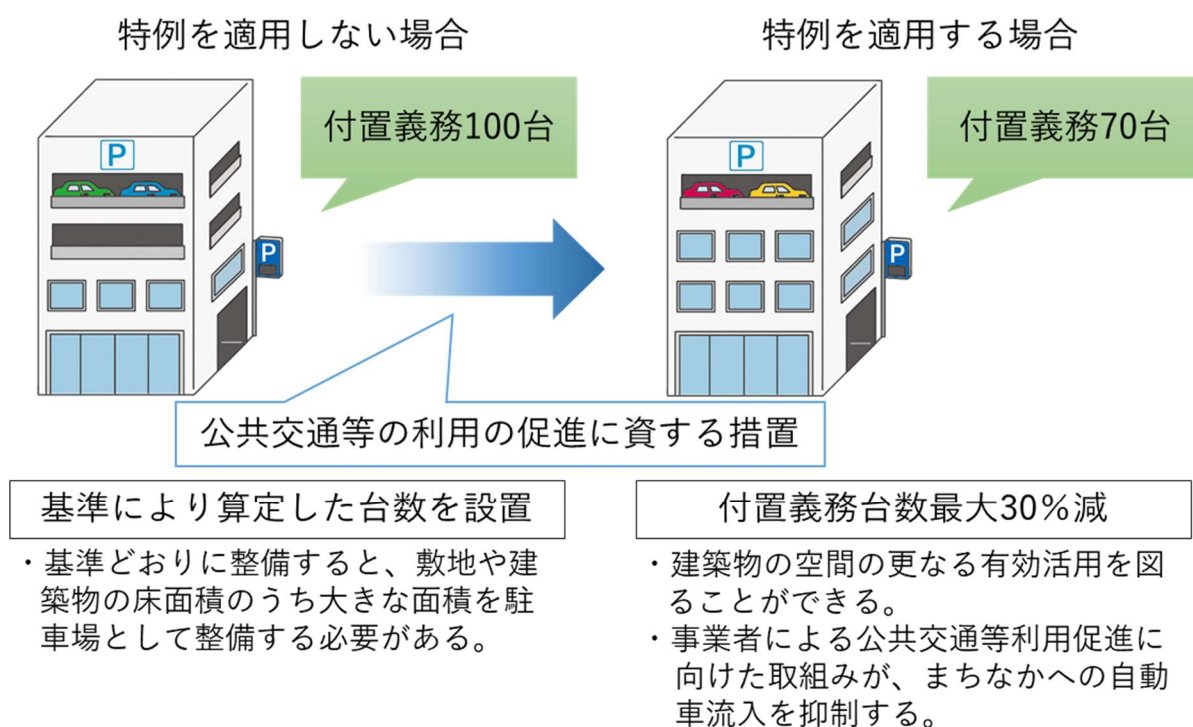
※上記の取組内容以外の取組も公共交通等の利用の促進に資するものと認められる場合（従業員等のマイカー通勤規制や公共交通利用者への特典制度等）は、緩和率を加算します。

- 本措置の活用については、事前に交通政策課へご相談ください。
- 特例（台数の緩和）を適用する場合の手続きの流れは、下記のとおりです。



※緩和率の精査等の事務処理に時間を要しますので、余裕を持って申請書の提出をお願いします。

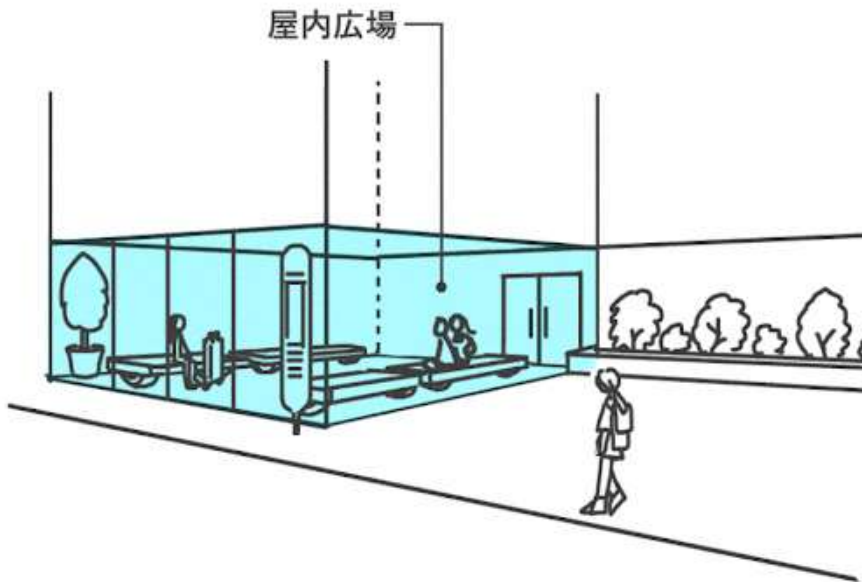
〔台数緩和のイメージ〕



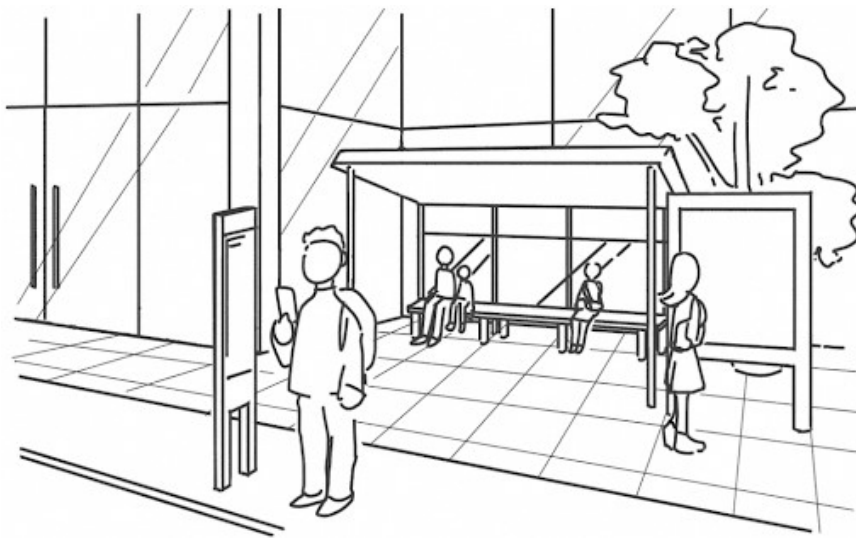
(参考) 公共交通待合施設の全天候型と非全天候型の例

待合施設は、最低限の設備として屋根・ベンチが備え付けられている施設とします。また、全天候型は雨や風が凌げる構造であるものを指します。

〔公共交通待合施設の設備（全天候型の例）〕



〔公共交通待合施設の設備（非全天候型の例）〕



- 本条例は、令和4年9月26日に改正を行っています。改正前の条例を旧条例と記載します。旧条例にもとづいて適切に附置した駐車施設で、令和4年度以降の新しい条例の原単位等による附置義務台数に変更したい場合は、改正後条例適用届出書（様式第15号）を提出してください。ただし、荷捌きや自動二輪車に関する附置義務の発生する場合がありますので、ご注意ください。（届出を行わない場合は、旧条例の附置義務が引き続き適用されます。）
- 新条例適用にあたって、駐車施設の位置・規模・構造の変更を行う場合は、駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてから現地の変更をして下さい。改正後条例適用届出書と併せて提出する場合は、添付図面を省略することができます。
- 条例改正に伴い対象区域から外れた場合は、自動的に附置義務対象外となっているので、当該区域で附置義務を課されていた建築物は、附置義務が解除されます。

10 提出書類

- 附置義務条例に基づき、提出する主な書類は、以下のとおりです。建築確認申請前に提出するようにお願いします。(様式のデータは、交通政策課の HP から取得してください。) 駐車施設の位置・規模・構造の変更を行う際にも、同様の書類提出が必要です。

		書類	明示すべき事項
届出の場合	駐車施設附置届出書 (様式第1号)		
	建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
		配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
	駐車施設	配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員その他主要な施設
隔地駐車施設又は変更の承認申請の場合	駐車施設設置(変更)承認申請書 (様式第3号)		
	建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び駐車施設の位置並びに条例第7条第1項の建築物との直線距離を記入
		配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員
	駐車施設	配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途

附置義務台数の特例の承認申請の場合	附置義務台数特例承認申請書 (様式第 8 号)		
	建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
		配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
	駐車施設	配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員その他主要な施設
旧条例から新条例に適用する場合	改正後条例適用届出書 (様式第 15 号)		
	建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
		配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
	駐車施設	配置図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
		各階平面図 (縮尺 1/200 以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の車路及び幅員その他主要な施設

表に示したものの以外に、次の書類の提出を求める場合があります。

- ・ 駐車施設における自動車の軌跡図
- ・ 前回申請時の資料
- ・ 機械式駐車施設の場合、国土交通大臣の認定書（写）とその仕様を明示した図面等
- ・ 隔地駐車施設の承認を受ける場合で隔地駐車施設が自己所有地でない場合は、借地または賃借した駐車施設を利用する契約書又は覚書等

※この他にも、必要に応じて提出する書類の様式が決まっていますので、ご注意ください。

11 罰則等

附置義務条例第8条、9条、10条、11条

- 附置又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の敷地、構造及び規模等について、常時その目的に適合するように管理しなければなりません。【附置義務条例第8条】
- 駐車施設の管理者等に対し、報告や資料の提出を求め、職員による立入検査を実施する場合があります。【附置義務条例第9条】
- 附置義務条例第3条から第4条まで、第6条、第7条、第7条の3及び第8条の規定に違反した者に対して、期限を定めて駐車施設の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができます。【附置義務条例第10条】
- 附置義務条例第10条の命令に従わなかった場合等において、罰金に処される場合があります【附置義務条例第11条】

12 Q & A

Q：附置義務施設の台数算出にあたり、対象となる延べ面積とはどの部分を言うか。

⇒ A：建築基準法上の延べ面積であり、容積不算入の床面積を含みます。建築物の延べ面積から建築物内の駐車場の用に供する面積を除いた部分の面積のことを言います。駐車場の用に供する面積とは、駐車場として利用している面積であり、車路等も含みます。ただし、自転車や原動機付自転車は自動車には含まれないため、駐輪場等の面積は駐車場の用に供する面積として算入せず、延べ面積に含めて附置義務駐車施設台数を算出します。

Q：建築物の敷地が附置義務対象区域の内外にわたる場合は、どのように考えるか。

⇒ A：附置義務対象区域と区域外に敷地を分けて、その面積の大きい部分が属する区域に当該建築物があるものとみなします。

Q：建築物を増築する場合の附置義務台数はどのようになるか。

⇒ A：増築分の床面積から算出した台数が追加で附置する台数になります。ただし、荷捌き用駐車施設・自動二輪用駐車施設は増築後の特定用途に供する部分の床面積により算出した台数が附置する台数になります。

詳細は、駐車施設の規模（台数）算定例をご参照ください。

Q：建築物の用途変更をする場合の附置義務台数はどのようになるか。

⇒ A：用途変更を行った後の建築物と用途変更を行う前の建築物をそれぞれ新築したのものとして、算出した台数の差が附置する台数になります。

詳細は、駐車施設の規模（台数）算定例をご参照ください。

Q：機械式駐車装置を利用したいのだが、駐車マスの大きさはどのようにしたらよいか。

⇒ A：国土交通大臣が認定した装置であれば、駐車マスの大きさに関係なく附置義務駐車施設として利用可能です。

ただし、届出の際、国土交通大臣の認定書（写）等の提出が必要であり、認定の期限及び認定書の条件を満たす必要があります

Q：隔地駐車施設を設置したいのだが、可能か。

⇒ A：敷地内に駐車施設を設置することが基本です。ただし、建築物の構造又は敷地の状態等により、敷地内への設置が困難であるとして市の承認を受けた場合は、隔地駐車施設の設置が可能です。申請前に交通政策課へ相談をお願いします。

Q：隔地駐車施設を賃貸借で確保する場合、承認申請時にどのような書類を提出すればよいか。

⇒ A：承認申請時には、契約書の写しや覚書等を添付資料として提出していただきます。隔地駐車施設の賃貸借契約を長期契約にすることで、安定した駐車環境を整えることが大事です（契約期間3年以上が望ましい）。

Q：隔地駐車施設を賃貸借で確保する場合、賃貸借契約書は承認時に提出するだけでよいのか。

⇒ A：管理状況について、定期的な報告を求める場合があります。（規則第5条第4項）

Q：確認申請を令和4年度以前に出して、竣工は令和5年度以降になる場合、新しい条例の原単位・駐車マスの適用を受けることが可能か。

⇒ A：新条例は、施行日（4月1日）以降に工事に着手したものに適用され、4月1日より前に確認申請を既に出して工事に着手したものは、旧条例の対象となります。ただし、市長へ届け出を提出すれば、新条例の適用を受けることができます。この場合、新条例全ての適用を受け、荷捌き用駐車施設や自動二輪用駐車施設の適用も受けるためご注意ください。なお、商業地域・近隣商業地域・周辺地区以外においては、公布の日から自動的に附置義務駐車場の対象から解除されますので、届出を提出する必要はありません。

Q：建設予定地が準住居地域のため、新条例だと附置義務の適用除外区域になる。施行日以降に建築確認申請を行うため、附置義務の届出は不要か。

⇒ A：新条例の適用区域外であれば、公布の日から自動的に附置義務の対象外となるため届出は不要です。

なお、商業地域、近隣商業地域以外でも周辺地区として附置義務条例が適用される区域もありますので、ご注意ください。

Q：施行日前に建築確認申請を出したものについて、施行日後に建築計画を変更し、工事に着手する。旧条例にもとづく附置義務台数を適用できるか。

⇒ A：施行日後に工事着手するものについては、新条例の適用となりますので、新条例に基づく附置義務駐車施設の手続きを行った上で、建築計画変更の確認申請を行ってください。

Q：荷捌き用駐車施設及び自動二輪用駐車施設を隔地で設けることはできるか。

⇒ A：両方とも無条件で隔地駐車施設を認めています。

Q：隔地駐車施設として荷捌き用駐車施設を設ける場合、一般車用駐車施設と附置義務台数を兼ねることができるか。

⇒ A：一般車用駐車施設が隔地駐車施設として承認を得ている場合は兼ねることができます。

Q：自動二輪用駐車施設5台分を隔地駐車施設として設ける場合、一般車用駐車施設の附置台数を1台減じてよいか。

⇒ A：一般車用駐車施設が隔地駐車施設として承認を得ている場合は減ずることができます。

Q：非特定用途の建築物に自動二輪用駐車施設を5台分設置する場合、一般車用駐車施設の附置台数を1台分減じてよいか。

⇒ A：自動二輪用駐車施設の附置義務がない建築物において、一般車用駐車施設の附置台数は減ずることができません。

Q：車両から降車し手で押して自動二輪車を駐車する場合においても駐車マスに面するスペースは3.5メートル以上の幅員が必要となるか。

⇒ A：車両から降車して取り回しを行う通路については、他者と安全にすれ違うことができるように原則2.3メートル以上の幅員を確保してください。

13 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

最終改正 令和4年9月26日条例第101号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（以下「法」という。）第5章の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする

(地区の指定)

第2条 法第20条第2項の規定に基づき、商業地域及び近隣商業地域（都市計画法第8条第1項の「商業地域」及び「近隣商業地域」をいう。以下同じ。）の周辺の地域内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、主として商業その他の業務の利便の増進が見込まれる地域として市長が指定する区域とする。

2 市長は、前項の規定により区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第3条 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、建築物（建築基準法第85条に規定する仮設建築物を除く。以下同じ。）を新築又は増築しようとする者（新たに商業地域若しくは近隣商業地域に指定された地域内又は前条第1項の規定により指定された周辺地区内において当該地域又は当該地区に指定された日から起算して3月以内に建築物の新築又は増築のための工事に着手した者を除く。）は、別表第1に定めるところによりその建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置しなければならない。

2 前項、次条及び第3条の3の規定は、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めた場合には、適用しない。

(建築物の新築又は増築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第3条の2 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、法第20条第1項に規定する特定用途に供する部分（次条、第4条及び別表第1において「特定部分」という。）の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築又は増築しようとする者（新たに商業地域若しくは近隣商業地域に指定された地域内又は第2条第1項の規定により指定された周辺地区内において当該地域又は当該地区に指定された日から起算して3月以内に建築物の新築又は増築のための工事に着手した者を除く。）は、別表第2に定める駐車台数以上の規模の荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートルを下回る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の新築又は増築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第3条の3 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、特定部分の床面積が1,500平方メートル(周辺地区内にあつては、2,000平方メートル)を超える建築物を新築又は増築しようとする者(新たに商業地域若しくは近隣商業地域に指定された地域内又は第2条第1項の規定により指定された周辺地区内において当該地域又は当該地区に指定された日から起算して3月以内に建築物の新築又は増築のための工事に着手した者を除く。)は、別表第3に定める駐車台数以上の規模の自動二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのものを除いたもの。以下同じ。)のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により別表第3に定める駐車台数以上の規模の駐車施設を整備するときは、整備した駐車台数を5で除した台数(その台数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数とする。)を、第3条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の床面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。)をしようとする者(新たに商業地域若しくは近隣商業地域に指定された地域内又は第2条第1項の規定により指定された周辺地区内において、当該地域又は当該地区に指定された日から起算して3月以内に建築物の用途変更のための工事に着手した者を除く。)は、当該用途変更後の建築物を新築した場合において前3条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数から、当該用途変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数を減じた台数以上の規模の駐車施設を、新たに当該用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第3条の2第2項の規定は前項の規定により新たに荷さばきのための駐車施設を附置する場合について、前条第2項の規定は前項の規定により新たに自動二輪車のための駐車施設を附置する場合について、それぞれ準用する。

(建築物が地域又は地区の内外にわたる場合の取扱い)

第5条 建築物の敷地が商業地域、近隣商業地域、周辺地区又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地域又は地区に当該建築物があるものとみなして、第3条から前条までの規定を適用する。

(駐車の用に供する部分の規模)

第6条 第3条又は第4条第1項の規定により附置する駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。

2 第3条の2又は第4条第1項の規定により附置する荷さばきのための駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅3.0メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.0メートル以上又は幅4.0メートル以上、奥行6.0メートル以上、はり下の高さ3.0メートル以上とし、荷さばきを行う自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。

3 第3条の3又は第4条第1項の規定により附置する自動二輪車のための駐車施設は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅1.0メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものでなければならない。

4 第1項又は前項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車することができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第7条 第3条から第4条まで又は第7条の3第6項の規定により駐車施設を附置しなければならない者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態等により、市長が特にやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル（市長が指定する区域内にある建築物にあつては、おおむね500メートル）以内の場所に前条第1項から第3項までに規定する規模を有する駐車施設又は同条第4項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設を設置したときは、当該駐車施設が当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなす。

2 前項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。第3条から第4条まで、前項又は第7条の3第6項の規定により附置し、又は設置した駐車施設の位置、規模及び構造を変更しようとする者についてもまた同様とする。

3 第1項の規定により建築物の敷地からおおむね200メートルを超え、おおむね500メートル以内の場所に駐車施設を設置しようとする者は、公共交通等の利用の促進に資する措置（第7条の3において「公共交通等利用促進措置」という。）を講じなければならない。

4 市長は、第1項の規定により区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(駐車施設の附置に関する助言、指導又は勧告)

第7条の2 交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると市長が特に認めるときは、第3条から第4条まで又は次条第6項の規定により駐車施設を附置しなければならない者に対し、駐車施設の自動車の出入口の位置の変更、当該建築物の敷地以外の場所への駐車施設の設置その他必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる。

(公共交通等利用促進措置による駐車施設の附置義務台数の特例)

第7条の3 第3条又は第4条第1項の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置すべき者が公共交通等利用促進措置を講ずる場合であつて、当該建築物及び当該建築物の敷地(第7条第1項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置し、又は設置しようとしている場合は、当該建築物及び当該建築物の敷地並びに当該駐車施設)の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないと市長が認めるときは、当該公共交通等利用促進措置に応じ、規則で定めるところにより、第3条又は第4条第1項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数を減ずることができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、申請書に公共交通等利用促進措置に関する計画書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認後に当該計画書の内容を変更しようとするときも同様とする。

3 前項の規定による承認を受けた者は、公共交通等利用促進措置を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項の規定による承認を受けた者は、規則で定めるところにより、公共交通等利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 公共交通等利用促進措置の全部又は一部を行わないとき。

(2) 第2項後段の規定に違反したとき。

(3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第3項の規定による届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第1項の規定により減じた駐車台数(当該届出又は当該承認の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、当該届出をし、又は当該承認を取り消される前において第3条及び同項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車施設の駐車台数を超えている場合には、同項の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た台数)以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

7 前項の規定により附置しなければならない駐車施設については、第6条第1項又は第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項又は前項」とあるのは「第7条の3第7項において準用する第1項」と読み替えるものとする。

(駐車施設の管理)

第8条 第3条から第4条まで、第7条第1項又は前条第6項の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の敷地、構造及び規模等について、常時その目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第9条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第10条 市長は、第3条から第4条まで、第6条、第7条第3項、第7条の3第6項又は第8条の規定に違反した者に対して、期限を定めて駐車施設の附置又は設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

第11条 前条の規定に基づく市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の刑を科する。

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1

次表の（あ）欄の建築物で（い）欄の規模のものを新築又は増築しようとする場合に附置しなければならない駐車施設の規模は、（う）欄により算定した規模以上のものとする。

（あ）建築物	建築物の全部を法第20条第1項に規定する特定用途（以下「特定用途」という。）に供するもの	建築物（周辺地区内の建築物を除く。）の全部を特定用途以外に供するもの	建築物の一部を特定用途に供するもの
（い）建築物の規模	延べ面積が1,500平方メートル（周辺地区内の建築物にあっては、2,000平方メートル）を超えるもの	延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの	合計面積（特定部分の床面積に5分の7を乗じて得た面積と特定用途以外の用途に供する部分の床面積の合計をいう。（う）欄において同じ。）が3,000平方メートルを超えるもの（周辺地区内の建築物を除く。）又は特定部分の床面積が1,500平方メートル（周辺地区内の建築物にあっては、2,000平方メートル）を超えるもの
（う）駐車施設の規模の基準	延べ面積が1,500平方メートル（周辺地区内の建築物にあっては、2,000平方メートル）を超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して250平方メートルまでごとに1台	延べ面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して350平方メートルまでごとに1台	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1号又は第2号に定める規模の基準 （1）商業地域又は近隣商業地域内の建築物 次に掲げるもののうち駐車台数が多いもの ア 合計面積が3,000平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して350平方メートルまでごとに1台 イ 特定部分の床面積が1,500平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して250平方メートルまでごとに1台 周辺地区内の建築物 特定部分の床面積が2,000平方メートルを超える部分（増築にあっては、この部分のうち増築に係る部分とする。）の面積に対して250平方メートルまでごとに1台

備考 この表に掲げる延べ面積並びに特定部分及び特定用途以外の用途に供する部分の床面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場の屋外観覧席がある場合にはその部分の床面積を含む。

別表第2

附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の規模は、次表の（あ）欄の用途に供する部分の床面積をそれぞれ（い）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（1未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）以上の駐車台数（5台を超える場合には、5台とする。）のものとする。

（あ）	集客施設（特定用途のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分）	非集客施設（特定用途（百貨店その他の店舗の用途を除く。）に供する部分）
（い）	2,500平方メートル	5,500平方メートル

備考 （あ）欄に掲げる用途に供する部分の床面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場の屋外観覧席がある場合にはその部分の床面積を含む。

別表第3

附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設の規模は、次表の（あ）欄の用途に供する部分の床面積をそれぞれ（い）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（1未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）以上の駐車台数のものとする。

（あ）	集客施設（特定用途のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分）	非集客施設（特定用途（百貨店その他の店舗の用途を除く。）に供する部分）
（い）	3,000平方メートル	8,000平方メートル

備考 （あ）欄に掲げる用途に供する部分の床面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場の屋外観覧席がある場合にはその部分の床面積を含む。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超え6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和46年規則第38号で昭和46年9月1日から施行）

附 則（昭和48年3月31日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年5月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月26日条例第101号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第6条の見出しの改正規定及び同条第1項の改正規定（「第4条」を「第4条第1項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条から第8条まで、第10条及び別表第1から別表第3までの

規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下この項及び次項において「新築等」という。）の工事に着手する者について適用し、同日前に建築物の新築等の工事に着手した者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の千葉県建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により駐車施設を附置した者（この条例の施行の際現に改正前の条例による駐車施設を附置する建築物の新築等に係る工事を行っている者を含む。）は、規則で定めるところにより市長へ届け出たときは、改正後の条例の適用を受けることができる。この場合において、この条例の施行の日前にされた改正前の条例第7条第2項の承認は、改正後の条例第7条第2項の承認とみなす。

14 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則

最終改正 令和4年10月12日規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）第13条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の附置の届出)

第2条 条例第3条から第4条まで又は第7条の3第6項の規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、駐車施設附置届出書（様式第1号）を添付図面とともに市長に提出するものとする。ただし、第5条第2項の申請を行ったときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、駐車施設附置届出受理書（様式第2号）により当該届出をした者に通知するものとする。

(駐車施設を附置する必要がない建築物)

第3条 条例第3条第2項に規定する市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めた場合は、次に掲げる建築物を建築しようとする場合とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の学生、生徒、児童又は幼児のための寄宿舎
- (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (3) 電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備
- (4) 熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設
- (5) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

(特殊な装置を用いる駐車施設)

第4条 条例第6条第4項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものは、当該特殊な装置について駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けた機械式駐車装置を使用した駐車施設とする。

(駐車施設の附置の特例の承認申請等)

第5条 条例第7条第1項に規定する当該建築物の構造又は敷地の状態等により市長が特にやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 既存の建築物を増築又は条例第4条第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替を

する場合において、構造上、駐車施設の附置ができないと認められる場合

(2) 駐車施設の出入口が法令により設置できない場合若しくは道路の交通規制により通常の利用が困難な場合又は当該道路における交通の安全及び円滑化に支障を及ぼすため設置が好ましくないと認められる場合

(3) 敷地の形態が著しく不整形又は間口若しくは敷地が狭小であり、駐車施設を附置することが困難であると認められる場合

(4) 敷地と一体に利用できるとみなし得る位置の自己所有地等に駐車施設を設置する場合

(5) 複数の建築物のための駐車施設として共同で使用する駐車施設又は立体的な使用が可能である駐車施設を設置し、かつ、交通の安全及び円滑化に支障がないと認められる場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、建築物又はその敷地以外の場所に駐車施設を設置することが、特にやむを得ない又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資すると市長が認める場合

2 条例第7条第2項の規定により駐車施設の設置又は駐車施設の位置、規模及び構造の変更について市長の承認を受けようとする者は、駐車施設を設置し、又は変更しようとする建築物に係る建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、駐車施設設置(変更)承認申請書(様式第3号)を添付図面とともに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき駐車施設の設置又は駐車施設の位置、規模及び構造の変更について承認したときは、駐車施設設置(変更)承認書(様式第4号)により、承認しないときは駐車施設設置(変更)不承認書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

4 条例第9条第1項の規定による第7条第2項の承認を受けた駐車施設に係る報告は、管理状況報告書(様式第6号)により行うものとする。

(駐車施設の附置に関する助言、指導又は勧告)

第6条 条例第7条の2に規定する助言又は指導は、口頭又は書面により行うものとする。

2 条例第7条の2に規定する勧告は、駐車施設の附置に関する勧告書(様式第7号)により行うものとする。

(公共交通等利用促進措置による駐車施設の規模の特例の承認等)

第7条 条例第7条の3第1項の規定により減ずることができる駐車施設の駐車台数は、条例第3条又は第4条第1項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に、別表に定めるところにより市長が決定する緩和率を乗じて得た台数(当該台数に1未満の端数があるときは、これを切り上げて得た台数)とする。

2 条例第7条の3第2項の規定による申請は、附置義務台数特例承認申請書(様式第8号)に同項の計画書を添えて行うものとする。

3 市長は、前項の申請に基づき駐車施設の規模の特例を承認したときは、附置義務台数特例承認書(様式第9号)により、承認しないときは附置義務台数特例不承認書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

4 条例第7条の3第3項の規定による届出は、公共交通等利用促進措置取りやめ届出書(様式

第 11 号) により行うものとする。

5 条例第 7 条の 3 第 4 項の規定による報告は、市長の求めに応じて公共交通等利用促進措置実施状況報告書(様式第 12 号)に実施状況が分かる書類を添えて行うものとする。

(立入検査の身分証票)

第 8 条 条例第 9 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証票は、身分証明書(様式第 13 号)とする。

(措置命令書)

第 9 条 条例第 10 条の規定による命令は、措置命令書(様式第 14 号)により行う。

(経過措置に関する届出)

第 10 条 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例(令和 4 年千葉市条例第 28 号。以下「一部改正条例」という。)附則第 3 項の規定による届出は、改正後条例適用届出書(様式第 15 号)により行うものとする。

別表

第 7 条第 1 項の緩和率は、次表の(あ)欄の取組内容ごとに(い)欄に掲げる数値をそれぞれ合計した数値を下限とし、原則として学識経験者からの意見聴取等の結果を踏まえて市長が決定する数値とする。ただし、緩和率は 100 分の 30 を上限とする。

(あ) 取組内容	(い) 緩和率
充電可能なシェアサイクルポートの整備(自転車を含め合計 5 台以上賃貸できるシェアサイクルポートの整備に限る。)	100 分の 5 を上限として、市長が決定する数値(附置しなければならない駐車施設の駐車台数の数に当該数値を乗じた数値が 10 を超えない範囲の数値とする。)
公共交通待合施設の整備	100 分の 5 (全天候型対応の施設整備を行った場合は、100 分の 10 とする。)
鉄道駅への連絡通路等整備	100 分の 15
その他の公共交通等利用促進措置	当該措置の内容及び敷地の周辺の交通状況等により見込まれる当該措置の効果を考慮して市長が決定する数値

附 則

この規則は、昭和 46 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 28 日規則第 40 号)抄

1 この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 15 日規則第 105 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 9 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 43 号)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 44 号)

1 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 26 号)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和 4 年 10 月 12 日規則第 53 号)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号及び第 5 号並びに第 5 条第 2 項の改正規定並びに第 6 条の改正規定(「の規定する」を「に規定する」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

15 駐車施設の技術的基準（構造基準）

（趣旨）

第1条 千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和46年千葉市条例第37号）第6条に規定する駐車施設の構造の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

（出入口）

第2条 自動車の出入口については、次のとおりとする。ただし、駐車のために供する部分（自動車の駐車のために供する部分のうち、条例に基づき附置する部分をいう。以下同じ。）の面積が50平方メートル以下の場合はこの限りでない。

（1）次に掲げる場所には設けてはならない。

ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

イ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分

ウ 横断歩道又は自転車横断帯の側端から前後5メートル以内の部分

エ 安全地帯の前後10メートル以内の部分

オ バス停留場の標示柱又は標示板から10メートル以内の部分

カ 踏切の前後10メートル以内の部分

キ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の部分

ク 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20メートル以内の部分

ケ 橋

コ 幅員が6メートル未満の道路

サ 縦断勾配が10パーセントを超える道路

（2）敷地の前面道路が2以上ある場合は、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときや、特別の理由があるときを除き、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

（3）駐車のために供する部分の面積が6000平方メートル以上の場合、縁石線又は柵その他これに類する工作物により道路の車線が方向別に分離されている場合を除き、出口と入り口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上とすること。

（4）出入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上とすること。

（5）出口付近の構造は、当該出口から2メートル（自動二輪専用は1.3メートル）後退した車路の中心線上1.4メートルの高さで、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

（車路）

第3条 車路については、次のとおりとする。

（1）車路の幅員は、5.5メートル（一方通行の場合は3.5メートル）以上とすること。

(2) 自動二輪車専用車路の幅員は、3.5メートル（一方通行の場合は1.75メートル）以上とすること。

(建築物である駐車施設)

第4条 建築物である駐車施設については、次のとおりとする。ただし、第2号、第6号、第7号、第8号について、駐車のために供する部分の面積が50平方メートル以下である場合はこの限りでない。

(1) 車路のほり下の高さは、2.3メートル以上とすること。

(2) 屈曲部は、自動車を5メートル（自動二輪車専用車路にあつては3メートル）以上の内法半径で回転させることができる構造とすること。ただし、視認性が十分確保されており、安全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

(3) 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。

(4) 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(5) 駐車のために供する部分のほり下の高さは、2.1メートル以上とすること。ただし、一般公共のために供さない場合はこの限りでない。

(6) 直接地上へ通じる出入口が無い階に駐車のために供する部分を設けるときは、避難階段又はこれに代る設備を設けること。

(7) 給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合は、当該施設と駐車のために供する部分とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画すること。

(8) 内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、換気に有効な開口部の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

(機械式駐車装置)

第5条 条例に基づき附置する部分に国土交通大臣の認定する機械式駐車装置を使用する場合についても、第2条から第4条までの規定を適用する。ただし、大臣認定の条件書に特別の記載がある場合には、それによるものとする。

(適用除外)

第6条 第2条、第4条又は第5条の規定は、当該建築物及び当該建築物の敷地の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせる恐れがなく、次のいずれかに該当するときは適用しない。

(1) 建築物（新築の場合を除く）の構造又は敷地の状態等によりやむを得ない場合

(2) 駐車場法施行令第7条第2項の規定による国土交通大臣の認定を得ている場合（認定書に記載のある部分に限る）

(3) 千葉県建築基準法施行条例第44条第3項の規定による市長の認定を得ている場合（認定書に記載のある部分に限る）

附 則 この基準は、令和5年4月1日から施行する。